

EUにおける物の自由移動と環境保護

Free Movement and the Environment in the EU

静岡大学 上田純子

報告の成果と課題

2008年10月11日、標題のもと慶應EU研究会において報告の機会を得たので、以下、その成果と課題について検討する。

(1) 成果

まず、問題の所在を明らかとすべく、レジюмеに沿い、EUにおける物の自由移動制度の枠組みおよび環境法政策の進展について、EC条約の規定を拾いながら概観した。物の自由移動については、経済的自由のひとつとして、原始条約採択時から明文の規定（現在の条文番号は23条ないし31条；当該規定の潜脱を防止すべく内国税に関する90条ないし93条）があり、単一市場化のため必要不可欠の制度とされてきた。他方、環境保護については、明文化は単一欧州議定書まで待たなければならず、条約を根拠として自由移動規定と対立するようになるのは、少なくともそれ以降である。もっとも、裁判所は単一欧州議定書による明文化に先んじて解釈により、環境保護の基本政策性に触れていた（Case 240/83 *Procureur de la Republique v. Association de Défense des Brûleurs d huiles Usagées* [1985] ECR 531）。その後のEUにおける環境法政策の進展には目を見張るものがあり、条約の文言のみ眺めても、相次ぐ条約改正において、環境は共同体における基本方針に掲げられるとともに、環境に関する規定の見直しが行われ、EUとして、より高水準および経済発展との調和を図った環境保護が目指されてきていることがわかる。そのようななかで、環境をめぐる法的紛争は欧州司法裁判所等を悩ませることとなったが、わけても自由移動規定との調整は判例法の形成に大きく寄与することとなった。報告ではこのような流れについて説明し、次に、物の自由移動を阻害する加盟国の措置について、当該措置を正当化するための法律上の根拠について検討した。すなわち、EC条約30条における限定列挙事由に当たる場合、および、判例基準により確立された mandatory requirement (強制的適用事由；なお imperative requirement という用語も使用される) に当たる場合である。これらの法律上の根拠を確認したのち、報告では欧州司法裁判所の判例を総合的に研究した。まず、環境に関する事例ではないが、自由移動を阻害する措置を正当化するにあたり、判例基準の形成に大きく寄与した代表的判例を概観し、環境に関する事例をクラシック・ケース（1980年代および1990年代初頭のいわゆるリーディング・ケース）と近年のものに分けた。

(2) 課題

報告後の質疑応答においては、近年の裁判例のうち事例の性質を直接の環境保護とは異にする Case C-112/00 *Eugen Schmidberger, Internationale Transporte und Planzüge v. Austria* (12 June 2003) に多くの質問が寄せられた。環境団体による自動車道路の一部を占拠してのデモに対しオーストリア警察当局が不許可の決定をしなかった不作為について、運送業者が自動車道路を利用した輸送行為ができなくなったことにより被った損害を国家賠償請求したという事例である。環境運動への影響、表現の自由等の基本権との関係、事案の詳細の確認や読み方など、興味深い視点が質問者から提示された。

「環境」の射程が論者によってまちまちであり、環境という特殊の切り口でもって物の自由移動との利害調整のあり方を検討する際には、その切り口の特殊性、ないし、環境のみを取り上げて整理することの意義が浮かび上がるような整理の仕方が必要である。報告では、判例を時系列に沿って並べたが、環境の分野別の整理、あるいは、EC条約規定との関係では条約30条の列挙事由にあたり当該規定から直接正当化できるものとそうでないものとの類型化は最低行う必要がある。